

第39号議案

「都市に暮らす幼児の保護者に向けた幼児期の自然体験に関するセミナー」の後援名
義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成29年10月18日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

平成29年10月2日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 特定非営利活動法人 森の学校

住所 (所在地) 東京都中央区銀座七丁目18-13-203

代表者名 (さえき こうせい)

佐伯 剛正

代表者連絡先
(事務担当者)

住所同上

TEL: 03-5565-1144 FAX: 03-5565-1199

E-Mail: morinogakkou@kankyou.info

(徳本 洋子)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・**後援**名義を使用し、申請します。

記

事業名	都市に暮らす幼児の保護者に向けた 幼児期の自然体験に関するセミナー		
実施期間	平成29年12月2日(土) (1日間)		
実施場所	文京シビックホール 会議室1+ 会議室2		
事業内容	目的※	「都市における、幼児期の自然体験」について認知と理解を深め、幼児が自然とふれあう機会を増やすことを目的とします。 現在、上記体験活動に文京区の子どもたちの参加を得ており。更に文京区の子どもたちへの環境教育を目的として、文京区の会場で開催いたします。	
	内容	・ 野外教育に関する講演 (60分程) 講師: 平野吉直氏 (信州大学 理事 副学長) ・ ワークショップ (参加者同士のディスカッション) 50分程	
	対象者	幼児を持つ保護者 子どもたちの自然体験に関心のある方 (参加予定人員 40人)	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	独立行政法人福祉医療機構 助成事業		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する ・ 同意しない			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業予算書

事業名 都市に暮らす幼児の保護者に向けた
幼児期の自然体験に関するセミナー

団体名 特定非営利活動法人 森の学校

収 入	単 位 : 円	支 出	単 位 : 円
助成金	127,000	講師謝金	10,000
		講師交通宿泊費	50,000
		会場費 (次候補会場費含む)	42,000
		資料代	10,000
		会議費(打合せ含む)	10,000
		スタッフ交通費	5,000
計	127,000	計	127,000

平成29年10月2日

(備 考)
独立行政法人 福祉医療機構の助成事業として開催します。

都市に暮らす幼児の保護者に向けた 幼児期の自然体験に関するセミナー 事業概要

名 称：～都市における、幼児期の自然体験について考えよう～

目 的：

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、五感や情緒の発達が目覚ましい時期です。この時期に自然とふれあうことは、人間の心身の発達にとって重要かつ不可欠といわれています。

「都市における、幼児期の自然体験」について、さまざまな観点から講師の話を伺い、参加者も一緒に考え学ぶことを通して、保護者を中心として都市の人々の認知と理解を深め、都市に暮らす幼児が自然とふれあう機会を増やすことを目的とします。

内 容： ・自然体験、野外体験等に関する講演（60分程）
・ワークショップ（ディスカッション）（60分程）

対象者： 都市に暮らす幼児を持つ保護者、幼児期の自然体験に関心のある方
40名程度（状況に応じて柔軟に対応）

講 師： 磯部錦司様 相山女学園大学 教育学部 子ども発達学科 教授。
上遠恵子様 エッセイスト、レイチェル・カーソン日本協会会長
小澤紀美子様 東京学芸大学名誉教授、東海大学大学院客員教授。
菅井啓之様 京都光華女子大学 こども教育学部教授。
平野吉直様 信州大学 理事、副学長。

日 程： 平日、又は土日祝の午前（詳細別紙2）
2017年10月～2017年12月の間に、計5回程

各回テーマを設けて夫々の講師をお迎えし、連続セミナーとして開催

場 所： 中央区、江東区、千代田区、文京区などの東京都内の室内会場

主 催： 特定非営利活動法人 森の学校

助 成： 独立行政法人 福祉医療機構

協 力： 上遠恵子氏の講演では、「レイチェル・カーソン日本協会」の協力

参加費： 無料

その他： 開催の背景と開催に至った経緯について（別紙1）

特定非営利活動法人（NPO法人） 森の学校

〒104-0061 東京都中央区銀座七丁目 18-13-203

TEL: 03-5565-1144（平日 11:00～18:00） FAX: 03-5565-1199

E-Mail: morinogakkou@kankyou.info ホームページ: <http://www.morinogakkou.jp/>

Facebook: <https://www.facebook.com/morinogakkou.official/>

「都市に暮らす幼児の保護者に向けた、幼児期の自然体験に関するセミナー」
開催の背景と開催に至った経緯について

次世代を担う子どもは都市に集中しており、その都市は自然が豊かとは言い難い状況です。加えて、近年、東京の湾岸エリアを中心に都心の開発地域にタワーマンションが次々と建設され、子育て世帯が急増しています。現在、それらに伴う子どもの自然体験不足、野外体験不足が子どもの成長にとって大きな課題となっています。

都市の子どもたちにとって、整地された硬い地面の公園や、マンションの敷地内が主な遊び場という地域環境は珍しくなく、自然と触れ合う機会が少ないまま育つ子どもたちが増えてきています。

子育て中の親の多くは、自分の子どもに自然と親しんで感性豊かに育てほしいと願っていますが、都市生活の中でどのように自然と触れ合ったらよいかかわからないという悩みを抱えています。

NPO 法人森の学校は、都心部の子どもたちに公園等での環境教育を実践しています。自然と触れ合うことで豊かな感性を育み、野外で体を動かすことで健康な心身を育み、自然の中で自由に遊ぶことで豊かな創造性を育み、子どもたちの社会性、人間性を育んでいきたいとの思いで活動を行っています。

幼稚園児を対象にしたプログラムの、参加者の保護者の方からは、

- ・『ママ、虫を捕まえて』と言っていたのが、自分で捕まえるようになりました。
- ・葉っぱや虫、花、鳥の声、ただ歩いているだけで興味がつきません。都会でもいろんな発見をして楽しむことを教えていただきました。

など、お子様や保護者様ご自身に様々な変化があったとのお声をいただいております。活動の効果と必要性を強く感じています。

その一方で、保護者の方が、より自然体験、野外体験の大切さを実感していただき、普段の都市生活の中で少し違う視点を取り入れるだけで、自然体験の日常化が可能であり、子どもの成長にとってより大きな効果が期待できると考えています。

そこで、都市に暮らす子育て中の方々を対象に、幼児期における自然体験の重要性を広く知っていただき、少しでも自然体験、野外体験に赴くきっかけをつくることを目的とし、セミナーを開催いたします。当セミナーが、毎日歩いている道端の植物や昆虫に注目してみる、公園に植えてある木の皮や葉に触れてみるなど、日常的に自然と触れ合う機会が増えるきっかけとなることを期待しています。

「都市に暮らす幼児の保護者に向けた、幼児期の自然体験に関するセミナー」
開催概要

【第1回目】環境教育

10月17日(火) 09:45~11:40 (江東区) 江東区文化センター 第4、5研修室
タイトル「幼児期は“知識や知恵を生み出す種子”を育む土壌を耕すとき(仮)」
講師 小澤紀美子様 (東京学芸大学名誉教授、こども環境学会元会長)

【第2回目】自然教育

11月5日(日) 10:45~13:00 (千代田区) 日比谷図書館文化館 スタジオプラス
タイトル「心のさんぽ—ありふれた景色が特別になる(仮)」
講師 菅井啓之様 (京都光華女子大学 こども教育学部 教授)

【第3回目】子どもの感性

11月21日(火) 09:45~12:00 (中央区) 協働ステーション中央 会議室
タイトル「子どもと一緒に小さな自然を見つけよう(仮)」
講師 上遠恵子様 (エッセイスト、レイチェル・カーソン日本協会会長)
※11/16(木)又は11/21(火)に中央区環境情報センターの会場を借りることができれば変更を。

【第4回目】美術教育

11月26日(日) 09:45~11:40 (江東区) ティアラこうとう 大会議室
タイトル「自然・アート、子どもの成長のプロセス(仮)」
講師 磯部錦司様 (椋山女学園大学 教育学部 子ども発達学科 教授)

【第5回目】野外教育

12月2日(土) 09:45~12:15 東京スポーツ文化館(BumB) マルチホール
タイトル「子どもの心と体をはぐくむ自然体験活動」
講師 平野吉直様 (信州大学 理事、副学長)
※文京区シビックセンターの会場を借りることができれば変更を。

「都市に暮らす幼児の保護者に向けた、幼児期の自然体験に関するセミナー」

講師紹介 (五十音順)

磯部 錦司 (いそべ きんじ) 様

椙山女学園大学 教育学部 子ども発達学科 教授。

美術教育研究者、作家、実践者の三者の立場から、生命観・自然観と「アートを通した子どもの学び」について独自の視点で追求している。主な著書は、『自然・子ども・アート—いのちとの会話』、『保育のなかのアート：プロジェクト・アプローチの実践から』、『子どもが絵を描くとき』など。

上遠 恵子 (かみとお けいこ) 様

エッセイスト、レイチェル・カーソン日本協会会長。

「沈黙の春」に触発されてレイチェル・カーソンの研究をライフワークとする。訳書に「レイチェル・カーソン」、「レイチェル—沈黙の春の生涯」。カーソンの著作、「潮風の下で」、「海辺」、「センス・オブ・ワンダー」など。著書「レイチェル・カーソンの世界へ」、「レイチェル・カーソン いまに生きる言葉」など、エッセイストとして執筆と講演活動を行う。

小澤 紀美子 (こざわ きみこ) 様

東京学芸大学名誉教授、東海大学大学院客員教授、こども環境学会元会長。

日本環境教育学会の会長を経て、子どもたちの意欲や探究心を引き出しながら展開する「環境教育」の意義、進め方などを保育者や教育関係者に広めている。特に、子どもの遊びや自然体験が子どもの発達や情動にとって重要なことであり、身近な地域で保護者と子どもが共に育ち・育ち合う関係構築をすすめ、「まち」には子どもの育ち・学びの要素があふれている、と考えている。

菅井 啓之 (すがい ひろゆき) 様

京都光華女子大学 こども教育学部 教授。

研究テーマは、身近な自然の教材化を通した生き方に返る自然教育。著書は『ものの見方を育む自然観察入門—理科教育の原点を見つめて』、『美しい心を育む自然観察—「観察ってどうすればいいの?」』『いのちと出会う保育の自然さんぽ』『心のさんぽ—ありふれた景色が特別になる』など多数。

平野 吉直 (ひらの よしなお) 様

信州大学 理事、副学長。

国立那須甲子少年自然の家、文部省生涯学習局青少年教育課を経て現職。研究分野は、野外教育。研究課題は、野外教育活動が子どもに及ぼす教育効果の分析など。『野外教育入門—やさしくわかる自然体験活動』、「幼児期に豊富な自然体験活動をした児童に関する研究」など著書、論文多数。

※講師に原稿確認依頼中

特定非営利活動法人森の学校定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人森の学校という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区銀座七丁目18番13号クオリア銀座203号に置く。

(目的)

第3条 子どもから大人、家族、団体と幅広い層に対して、自然体験、野外教育、環境教育などに関する事業、そして、それらに関係した様々な事業を行い、自然の営みの奥深さ生命の尊さへの気づきと、人との触れ合いの中から、豊かな心を育み、健全な人間性の形成を行うと共に、すべての生き物、すべての人類がともに暮らすことが出来る社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 環境・自然・地域に関する体験機会の提供
- (2) 環境・自然・地域に関する人材の育成
- (3) 環境・自然・地域に関する個人や団体との情報交換や情報提供
- (4) 環境・自然・地域に関する調査、研究、企画及び運営
- (5) 環境・自然・地域に関する体験をより深くする為の教材や遊具等の開発及び提供

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以

下「法」という。)上の社員とする。

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 正会員 | この法人の目的に賛同して入会した個人 |
| (2) 団体会員 | この法人の目的に賛同して入会した団体 |
| (3) 学生会員 | この法人の目的に賛同して、この法人の事業を支援する学生 |
| (4) 賛助会員 | この法人の目的に賛同して、この法人の事業を支援する個人及び団体 |
| (5) 家族会員 | この法人の目的に賛同して入会した正会員の親族(個人) |

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁

明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3名以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長に事故のあるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によりその職務の代行者を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営上の重要事項について、理事長の諮問に応じる。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項にかかげるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2003年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	0円
	団体会員	0円
	学生会員	0円
	賛助会員	0円
(2) 年会費	正会員	1,500円

団体会員	(一口)	5,000円	(一口以上)
学生会員		1,000円	
賛助会員	(一口)	50,000円	(一口以上)

別表 設立当初の役員

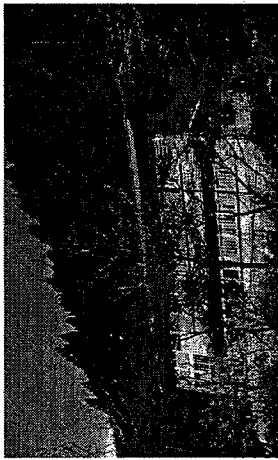
役職名	氏名
理事長	佐伯 剛正
理事	中村 一範
理事	宮本 倫明
監事	大久保 芳正

2017年度 年間役員名簿

2017年 1月 1日から 2017年 12月 31日まで

特定非営利活動法人 森の学校

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受ける期間
理事	サキ コウセイ 佐伯 剛正	東京都	2017年1月1日 ～ 2017年12月31日	なし
理事	トモ ヒロ 徳本 洋子	東京都	2017年1月1日 ～ 2017年12月31日	なし
理事	ナカムラ カズノリ 中村 一範	東京都	2017年1月1日 ～ 2017年12月31日	なし
理事	ミヤモト ミチアキ 宮本 倫明	東京都	2017年1月1日 ～ 2017年12月31日	なし
監事	オオクボ ヨシマサ 大久保 芳正	東京都	2017年1月1日 ～ 2017年12月31日	なし



初代校舎(群馬県南牧村)1995～2009

1993年7月に開校。里山の木造校舎(廃校)とそのまわりの自然を主な舞台に、子どもから大人、その他の幅広い層へ、自然体験、野外体験、環境教育に関する事業、そして、それらに関連した各種事業を展開。これらの事業を通じて、自然の営みの奥深さ、生命の尊さへの気づきと、豊かな人間性の形成を図ります。そして、すべての生き物が、ともにいつまでも暮らしていることが出来る社会の実現に寄与することを目的としています。

主催事業

- 環境教育をより広く子どもや親子に伝えるための主催授業の実績。
- 1993年より、ファミリーキャンプ、キッズキャンプ開催。
- 2015年より、月に2回、「ふくるる森のようちえん」を開催。

受託事業

- 環境教育の専門的なスキルとノウハウを提供する受託事業の実績
- 教職員対象 自然体験活動指導員講習会(群馬県、埼玉県)
- 三表自動車ファミリーキャンプ
- 関電工組合員教育キャンプ
- フライフィッシング講座
- 荒川ふれあい教室(東京都江東区) 他

行政との連携

- より大きな社会的広がりとし、不特定多数の人々に環境・自然・地域の大切さを伝えるための行政との連携実績。
- 福島県「うつくしま未来博」(2001年)
- 「森のネイチャーーツアー&森の学校」
- ハベリオン実施運営「ツアードガイド247名を2年間で教育養成

- 愛媛県「えひめ町並博」(2004年)ハベリオンのない博覧会一町並みをハベリオンにした。
- 国際博覧会「愛・地球博」(2005年)市民ハベリオンに
- NPO森の学校・NPO英文化協会のブースを出展し、地球環境の大切さと環境教育の授業を来場者へ実施。

企業との協働

- 都市生活者が、身近な場所で環境教育を実施できる場づくりを行うための企業との協働実績。
- 「宝酒造田んぼの学校」企画運営(2004～)
- 2004年「TakaraRaお米とお酒の学校」として開校。
- 2008年から「TakaraRa田んぼの学校」として改称し、
- 2012年から「宝酒造田んぼの学校」と改称して実施。80名の家族/年4回開催

教育機関との協働

二松学舎大学附属鷹柏中学校との共催で、学校の授業の一環として中学2年生を対象に「手賀田んぼの教室」を開催(2012)

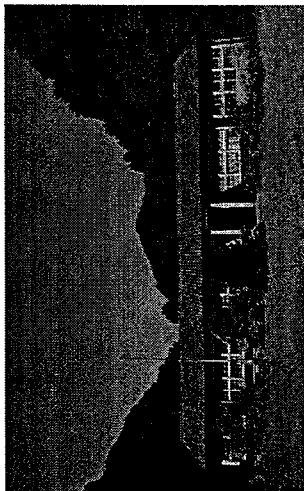
那須・なかがわ校 (栃木県那須郡 那珂川町)

旧健武小学校 (栃木県那須郡那珂川町健武2077-3)
東京から約2時間半
美しい板張りの木造校舎。周りの豊かな里山里山。校舎すぐ下の清流には、産卵のために毎年鮭ものぼってきます。古い町並みや広重美術種も近く、付近には馬頭温泉もあります。



前日光・かぬま校 (栃木県鹿沼市) 休校中

旧栗野第三小学校 (栃木県鹿沼市入栗野667-1)
東京から2時間弱
美しい溪流が校舎のすぐ横を流れ、上流部には、高原や湿原地帯があり、様々な観察プログラムや体験プログラムが特徴



特定非営利活動法人 森の学校

〒104-0061 東京都中央区銀座七丁目18-13-203
TEL:03-5565-1144 (平日11:00～18:00) FAX:03-5565-1199
ホームページ: <http://www.morinogakkou.jp>
Mail: morinogakkou@kankyou.info